

**「規制改革ホットライン」規制改革要望**  
**[2017年9月]**

No	提案事項名	提案の具体的内容	提案理由等	根拠法令等	制度の 所管官庁
1	保険グループへのIFRSの任意適用の解禁	平成28事務年度金融行政方針のⅢ. 2. (3)②「会計基準の品質向上に向けた取組み」に挙げられている「国際会計基準(IFRS)の任意適用拡大促進」のため、保険および保険持株会社に対する各種規制(連結業務報告書・ディスクロージャー資料の作成・提出等)において、IFRS任意適用が可能となるように制度整備を行う。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保険および保険持株会社に対する各種財務報告については、保険および保険持株会社が日本基準に基づき連結財務諸表を作成することを前提としており、IFRSの任意適用を前提としたものとはなっていない。</li> <li>・このため、現状では、金融商品取引法および会社法に基づく連結財務諸表にIFRSを任意適用したとしても、保険業法に基づき作成・提出する連結業務報告書・ディスクロージャー資料等については引き続き日本基準で作成・提出せざるを得ず、多大な作成コストが生じる。</li> <li>・連結財務諸表の作成コスト負担が大きくなり、保険および保険持株会社のIFRS任意適用の阻害要因となる。</li> </ul>	保険業法施行規則第59条、第59条の3、第210条の10、第210条の10の2	金融庁
2	国税関係帳簿書類の電子保存に係る規制の緩和	・国税関係書類のうち領収書や請求書等を電子化して保存(スキャナ保存)する場合であっても年1回の定期検査終了までは書類(原本)を保存することとなっているが、これを電子化による保存後は書類を即廃棄できるよう緩和を要望する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国税関係書類の電子保存の要件については改正のたびに従来と比較すると緩和が進んでいるが、現行(平成28年度改正)においてもなお、電子化による保存後も当該書類(原本)を一定期間(定期検査終了まで)保存することが求められている。このため、電子保存を実施したとしても、社内における書類の保存および現場から本社への送付等、いずれも大量の紙を取り扱う事務処理が依然として残存することとなり、経費処理については現場・本社とも非効率性は解消されない。</li> <li>・現在、多くの企業において全社的にペーパーレス化・機械化を推進している中、国税関係書類の紙での保存は大きな障害となっている。また、働き方改革の一環としてスマートフォン等のモバイル端末を利用した経費処理の検討にあたり、ペーパーレス化が実現できれば当該電子記録事項のみで事務が完結できるなど大きな前進が見込める。システム面での技術革新や社会環境の変化を踏まえると、電子保存についての土壌はすでに整備されており、電子化後は即廃棄可能とすることで業務の効率化に大きく寄与すると考えられる。</li> <li>・このようなメリットの大きさを考慮すると、定期検査の代替として電子保存状況のモニタリングを行ったり、継続的に電子保存に関する研修を行う等、適正な経費処理を行う態勢が整備されていること等を要件として、規制を緩和することは社会コストの削減に有用と考える。</li> </ul>	電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律施行規則第3条第5項第4号口	国税庁
3	電波法の規制緩和	適合表示無線設備でない海外製デバイスについて、電波法第4条第2項で定めている利用可能期間(入国の日から90日)の期間延長、もしくは、日本における実証実験時のみ条件付での利用を認めるなどの規制緩和を要望する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・グローバル目線で革新的科学技術を活用した新サービスを世界に先駆けて開発し、提供するにあたり、海外スタートアップ企業との協業や、適合表示無線設備でない海外製デバイスの調査・研究・実証実験は不可欠である。</li> <li>・デバイスの性能評価やサービス開発・提供価値判断までの一連のプロセスを90日以内で完結させることは現実的に厳しく、この期間を延長する、もしくは、実証実験を目的とした利用については規制を条件付きで緩和することで、海外の先進的な技術を積極的に取り込むことができ、新しい価値やサービスをスピード感をもってお客さまに提供することが実現可能となる。</li> <li>・例えば、先進的な海外デバイスを活用した事故防止サービスの提供により、「事故の無い社会」の実現を支援することができるようになることから要望する。</li> </ul>	電波法第4条	総務省

No	提案事項名	提案の具体的内容	提案理由等	根拠法令等	制度の 所管官庁
4	特定求職者雇用開発助成金(特定就職困難者コース)の支給申請書類の簡素化	特定求職者雇用開発助成金(特定就職困難者コース)の申請手続きにおける支給申請書類の簡素化を要望する。 (具体案) ○雇用の実態を証明する「労働者名簿」「出勤簿」は同時に提出する「賃金台帳」で代替する。 ○「雇用契約書」は同時に提出する「対象労働者雇用状況等申立書【様式第5号因】」で代替する。 ○「対象労働者であることの証明書類」は、ハローワークが対象労働者を確定したうえで対象の事業主に書類を送付していることから不要とする。 ○「企業規模、業種、資本金などが確認できる書類」には登録事項証明書以外にディスクロージャー資料の写しも可とする。	・ここ数年、育児・介護と仕事の両立支援や雇い入れ等に関する助成金は、「新設」「要件緩和」「支給額拡大」されるなど充実してきている。 ・一方、助成金支給のための申請に必要な書類が多岐にわたり作成負荷が大きいものも存在する。中でも今後、雇用ニーズの高まりに伴って更なる活用が期待される特定求職者雇用開発助成金(特定就職困難者コース)について、その手続きが簡素化・明確化され、事業者が適切かつ迅速に助成金を受給できるようになれば、その助成金を高齢者や障がい者等への人材育成・教育費用等に充当することができ有効に活用できる。 ・以上を踏まえ、趣旨が重複する書類の統合や既存書類での代替など、提出を求める趣旨・目的の達成に支障が生じない範囲において提出書類の簡素化を要望するものである。	特定求職者雇用開発助成金事業	厚生労働省 (都道府県労働局・ハローワーク)
5	同一人与信規制の対象である「保証」の定義についての緩和要望	同一人与信規制(*)の対象である「当該同一人に対する債務の保証」から「保険子会社の債務を対象とする保証契約」は除外することを要望する。 (*) 保険会社の資産運用が特定の相手方に集中し、契約者に損害を及ぼすことがないよう、同一人に対する資産運用額は制限されている。保証の場合、貸付金と合算して同一人に対する与信額が総資産および合同勘定の3%を超えてはならないと定められている。	・2011年12月に公表された「保険会社のグループ経営に関する規制の在り方ワーキンググループ」報告書において、「保険子会社に対する与信のうち、まずは事業リスクの側面が強い株式の取得について、大口与信規制の対象から除外することが適当である。さらに、貸付けや債務の保証等のその他の与信については、株式に比べて信用リスクの側面が強いことも踏まえ、今後の運用の実態等も見ながら、問題がないことが確認された場合には、適用除外としていくことが適当と考えられる。」とされたことを受けて、株式については2012年7月に同一人与信規制から除外されたところ。 ・海外の保険子会社は親会社による債務保証(親会社保証)の存在を信用補完として、格付機関より親会社と同水準の格付けの適用を受けており、高格付けは、特に再保険事業の展開において他社対抗上、競争力の源泉となっている。 ・さらに、一般的に、海外の子会社に対する債務保証は、余剰資本の現地への滞留を回避しつつ効率的な運営を実現することにも資する取り組みであり、これは、グローバルなグループ経営に必要不可欠のもの。 ・近年の海外拠点の事業拡大による保険債務の増額や為替相場の振れ幅の大きさに鑑みると、親会社保証が与信限度額に達する可能性は高まっており、これに規制がかかる事態は、グローバル他社との競争上、日本社の不利を招くおそれがあることから、当該規制を緩和していただきたい。 ・具体的には、前記のワーキンググループ報告書で示された方向性に沿って、これまでの運用の実態や、この間の業界および監督当局のリスク管理高度化に向けた取り組み状況にも鑑み、保険子会社への「債務の保証」については、「株式の取得」と同様に、除外されることを要望するもの。	保険業法第97条の2第2項 保険業法施行規則第48条の3第1項第1号二、第2項第1号イ	金融庁
6	保険募集に係る説明書面の保険契約者等への電磁的提供方法の多様化	平成26年の保険業法改正により、情報提供義務が新設され、本年5月29日より施行されている。これにより交付が義務付けられる重要事項説明書については、電磁的方法による交付も認められているところ、現行ではその方法は「メール・ダウンロード・CD-ROM」の3つに限定されている。この電磁的方法について、多様化を要望する。	業界として改正法を踏まえた実務を行ってきているが、足下の情報通信技術の発展状況も踏まえれば、電磁的交付の方法については、多様化を検討することが望ましいものとする。例えば、単純な画像ファイルであるPDF形式での配信(ダウンロード方式)ではなく、HTML文書での閲覧方式を取ることで、文中の専門用語について、適宜リンクを設けて別途解説を行うページを用意するなどの創意工夫を行うことが可能となり、顧客により分かりやすく情報提供することができるようになる。	保険業法施行規則第227条の2等	金融庁

No	提案事項名	提案の具体的内容	提案理由等	根拠法令等	制度の 所管官庁
7	自動車検査登録情報提供サービス(AIRIS)および軽自動車検査情報提供サービスの情報提供要件の緩和等	<p>・自動車保険の契約の際に契約者から車台番号や所有者等情報を電磁的に取得することについて了解をいただくことを前提に、一般財団法人自動車検査登録情報協会(自検協)から提供される自動車検査登録情報提供サービス(AIRIS)および一般社団法人全国軽自動車協会連合会から提供される軽自動車検査情報提供サービス(以下、「両サービス」)について、登録番号のみの照会により取得可能な項目を「車台番号」および「所有者等情報」にまで拡大していただきたい。</p> <p>・なお、制度運用にあたっては悪用防止の観点から事前に認可された事業者等に限る、登録番号のみでの照会を可能とする事前許可制度としていただきたい。</p>	<p>・現在、両サービスにおいては、登録番号のみの照会では、車台番号や所有者等情報を取得することができない。</p> <p>・損害保険会社は、自動車保険の引受けを行うにあたり、車台番号や所有者情報を契約者からの申告により取得しているが、登録番号のみで車台番号や所有者等情報を取得することが可能となれば、契約者から登録番号のみを確認すればよいこととなるため、契約手続きに要する時間が短縮され契約者利便の大幅な向上が図られる。</p> <p>・特に、損害保険業界全般における契約者向けの自動車保険割引制度である「ASV(先進安全自動車)割引」においては、AEB(衝突被害軽減ブレーキ)装置の有無に基づき割引を適用するものとなるが、装置の有無の確認は契約者から申告された車体番号情報を元に自動車メーカーから提供される装置有無の情報データベースで確認することとなっている。登録番号のみでの車体番号情報取得が可能となれば、契約者からの申告が簡素化される他、申告された車体番号の誤り等による割引の適用誤りも防止できる。</p> <p>・国が保有するデータの活用により、顧客利便の向上が期待できる。</p>	道路運送車両法施行規則 車両法第22条第3項、第96条の15～第96条の17 軽自動車については、軽自動車検査協会業務方法書第16条第1項第5号(道路運送車両法第76条の28第1項に基づき認可されたもの)、軽自動車検査情報提供業務取扱規程	国土交通省
8	自動車検査証記載のQRコード対象項目の拡大	<p>自動車検査証(登録車および軽自動車で名称の異なるもの全てを対象とする。)の記載項目はQRコードとしてデータ化され、民間の事業会社にも利用されている。しかし、データ化されている項目が一部に限られていることから、全ての記載内容をデータ化もしくはデータ化項目数を拡大し、民間の事業会社による利用を開放すること(自動車検査証記載情報の把握)を要望する。</p>	<p>・自動車検査証に記載のQRコードから取得できる項目データは車検満了日、型式、初度登録年月、登録番号、車台番号等の一部に限られており、所有者の氏名又は名称、所有者の住所、使用者の氏名又は名称、使用者の住所など個人情報を含む項目は暗号化されている。</p> <p>・取得・利用できる対象項目を拡大することにより、民間の事業会社の利便性がより高まると考えられる。特に保険会社においては、自動車検査証に記載のQRコードの読み取りによって保険契約に必要なデータを正確かつ迅速に収集することが可能となり、例えば車両所有者の情報を取得できるようになれば、自動車保険の車両入替(保険対象自動車の変更)の手続きを行う際に、保険契約者から車検証を提出いただく実務を削減することができるなど、お客さまの利便性向上に寄与するものと考えられる。</p> <p>・なお、昨年度に「全ての記載内容を二次元コードでデータ化するのは物理的に困難」との理由により対応不可とご回答いただいているが、一部の項目であってもデータ化することによる利便性向上が考えられるため、物理的制約のなかで可能な対応を講じていくことを要望する。</p> <p>(優先順位高)所有者の氏名又は名称、所有者の住所、使用者の氏名又は名称、使用者の住所 (優先順位中)自動車の種別、用途、自家用・事業用の別、車体の形状 (優先順位低)車名</p>	自動車の登録及び検査に関する申請書等の様式等を定める省令第4条1項6号(第18号様式)、第4条2項2号(軽第8号様式)	国土交通省

No	提案事項名	提案の具体的内容	提案理由等	根拠法令等	制度の 所管官庁
9	個人型確定拠出年金における資格喪失年齢の引上げ	<ul style="list-style-type: none"> <li>個人型確定拠出年金の資格喪失年齢を65歳まで引き上げ可能とする。</li> <li>資格喪失年齢を引き上げた場合でも、60歳～70歳までの任意の時期に受給できるままとする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>企業型年金加入者は確定拠出年金法第11条6項に定められているとおり、企業型年金規約において60歳以上65歳以下の一定の年齢に達したときに企業型年金加入者の資格を喪失することが定められているときは、当該年齢が資格喪失時期とされている(65歳まで引き上げされている)。</li> <li>公的年金の受給開始年齢も65歳である中で、老後の所得確保に係る自助努力を促進し、企業型と個人型の不公平感を排除する観点において、個人型の資格喪失年齢も企業型と同様に、65歳まで引き上げ可能とすべきであるとする。</li> <li>仮に65歳まで引き上げ可能となった場合に、受給の開始時期も65歳以降とした場合は、制度普及に逆行するため、引き上げ可能となった場合でも、受給開始時期については、現行のとおり、60歳～70歳までの任意の時期に受給できるままとすべきとする。(企業型年金において、60歳以上で資格喪失年齢到達前に実施事業所を退職すれば資格を喪失し、受給が可能となることと平仄を取る。)</li> </ul>	確定拠出年金法第62条	厚生労働省
10	個人型確定拠出年金の柔軟な拠出限度額の設定および拠出限度額の引上げ	<ul style="list-style-type: none"> <li>現行の定額ではなく、確定拠出年金制度のみで退職金の設計が可能となるような柔軟な拠出限度額を設定する</li> <li>企業型・個人型ともに拠出限度額を更に引き上げる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>確定拠出年金を実施している一部の企業では、拠出限度額の規制により、確定拠出年金で賄えない分については、給与等に上乗せして前払いを行ったり、退職一時金・確定給付型年金制度で給付するなどの調整を行っている。</li> <li>多くの企業で、昇格や昇給に伴い掛金を増やしている実態を鑑み、現行の定額設定ではなく、例えば給与等に比例する等、確定拠出年金制度のみで退職金制度の設計が可能となるような柔軟な拠出限度額の設定を可能とすべきであるとする。</li> <li>今後、公的年金制度で中長期的に給付水準の調整が行われることが見込まれる中、公的年金を補完する役割として、勤労者の老後の所得確保に係る自助努力を促進するために、拠出限度額を更に引き上げることが必要である。</li> </ul>	確定拠出年金法第20条、 第69条 確定拠出年金法施行令 第11条、第36条	厚生労働省
11	確定拠出年金の通算加入者等期間による受給開始年齢変動の見直し	<ul style="list-style-type: none"> <li>通算加入者等期間による受給開始年齢変動の見直しを実施する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>今後、公的年金制度で中長期的な給付水準の調整が見込まれている中、通算加入者等期間が10年に満たない場合は、受給開始年齢が段階的に後ろ倒しになり、50歳以上の人にとっては加入しづらい制度となっているため、老後の所得を十分に確保するための自助努力の妨げになると考える。</li> <li>公的年金の補完および自助努力による老後の所得確保を促進する観点から、通算加入者等期間による受給開始年齢変動の見直しを行うべきであるとする。</li> </ul>	確定拠出年金法第33条	厚生労働省
12	確定拠出年金のマッチング拠出における事業主掛金上限の撤廃	<ul style="list-style-type: none"> <li>企業型年金加入者掛金の額は事業主掛金の額を上限とする現行の規定を撤廃する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>今後、公的年金制度で中長期的な給付水準の調整が見込まれている中、加入者掛金の額が事業主掛金の額を超えてはならないという制限は、公的年金の補完として、加入者が老後の所得を十分に確保するための自助努力の妨げになると考える。</li> <li>マッチング拠出の普及および自助努力による老後の所得確保を促進する観点から、本規定は撤廃するべきであるとする。</li> </ul>	確定拠出年金法第19条、 第20条	厚生労働省

No	提案事項名	提案の具体的内容	提案理由等	根拠法令等	制度の 所管官庁
13	企業型確定拠出年金に係る年金規約変更時の事務の簡素化	<p>・企業型年金規約の変更内容が運営管理機関・資産管理機関の名称変更・所在地変更などのように事業主に起因するものでない場合や、法令改正による場合(例:厚生年金基金→存続厚生年金基金)は、運営管理機関による届出で可とする。</p> <p>・不可の場合は、運営管理機関による事前の届出に基づき、地方厚生(支)局長の職権による変更を可とする。</p>	<p>・企業型年金規約の変更の理由が事業主に起因しない内容であっても、事業主(複数企業実施の場合は代表事業主)が年金規約変更届に代表者印を捺印のうえ所管の地方厚生(支)局に届け出る必要があり、事業主における負担となっている。</p> <p>・とりわけ、大手外資系企業においては代表者印押印にあたり事前に本国親会社への説明・承認を得ることが必要なケースが多く、事業主にとって負担が大きい。</p>	確定拠出年金法第5条、第6条	厚生労働省
14	確定拠出年金の「業務報告書」の簡素化	<p>・事業主の事務負担を軽減する観点から、業務報告書への事業主押印を不要とする。</p>	<p>・当該書類の各種数値は記録関連運営管理機関のデータを基に作成していることもあり、実質的には運営管理機関がほとんどを取りまとめて作成している。</p> <p>・また、当該書類への事業主の押印を要することが、各事業主にとって事務負担となっているため、事業主の事務負担を軽減する観点から、事業主の押印を不要することを要望する。</p> <p>・不可の場合、例えば事業主から事前に報告書の作成や報告業務を運営管理機関に委託する旨を記載した押印書類を提出したうえで、以降の年度については当該書類への押印を不要とすることにより現状からの改善を図るべきと考える。</p>	確定拠出年金法第50条 確定拠出年金法施行規則第27条	厚生労働省
15	不良ヤードを摘発するための条例制定並びに全国レベルで規制の実施を要望	<p>使用済み自動車の無許可解体など各種法令違反を行うヤードを摘発するための都道府県の条例制定の支援並びに全国レベルで規制の実施を要望する。</p>	<p>盗難された自動車は、違法なヤードで不正に解体され、部品として不正輸出されるケースがある。岐阜県、千葉県では新たに条例を制定し、当該条例を根拠に違法行為を行うヤードへ立ち入りを行い、違法ヤードの摘発に努めている。しかしながら、周囲の都道府県も同様の規制を行わなければ違法行為を行うヤードを根絶することが出来ないため。</p> <p>※自動車盗は単に財産的被害にとどまらず、窃取する際にそれを阻止しようとする自動車所有者や捜査関係者を傷つけ、死に至らしめることもあることや、盗難車が二次犯罪に使われたり、さらには反社会的勢力および不良外国人の資金源になっていることなどから、窃取する行為そのものの禁止に加え、未然防止のための規制強化が必要である。なかでも、盗難自動車の流通を阻止する規制強化を行うことは、間接的ではあるが有効な対策と考える。</p>	なし	警察庁 環境省
16	自動車の不正輸出の防止に向けた効果的な審査・検査を実施することを要望	<p>使用済み自動車の不正輸出の防止に向けた効果的な審査・検査(例えば、部品の識別など)を実施することを要望する。</p>	<p>海外への不正輸出を水際で阻止する対策を実施し、盗難自動車の販路を絶つことで、自動車盗難を未然に防止することが可能となる。</p> <p>※自動車盗は単に財産的被害にとどまらず、窃取する際にそれを阻止しようとする自動車所有者や捜査関係者を傷つけ、死に至らしめることもあることや、盗難車が二次犯罪に使われたり、さらには反社会的勢力および不良外国人の資金源になっていることなどから、窃取する行為そのものの禁止に加え、未然防止のための規制強化が必要である。なかでも、盗難自動車の流通を阻止する規制強化を行うことは、間接的ではあるが有効な対策と考える。</p>	なし	警察庁 財務省

No	提案事項名	提案の具体的内容	提案理由等	根拠法令等	制度の 所管官庁
17	自動車ナンバープレートを盗取する手口に対して、対策の強化を要望	自動車本体の盗難対策の強化に加え、ナンバープレートのみを盗取する手口に対して、対策の強化を要望する。	盗難されたナンバープレートは、転々流通し、二次犯罪に利用される可能性が極めて高く、特段の対策が必要である。 ※自動車盗は単に財産的被害にとどまらず、窃取する際にそれを阻止しようとする自動車所有者や捜査関係者を傷つけ、死に至らしめることもあることや、盗難車が二次犯罪に使われたり、さらには反社会的勢力および不良外国人の資金源になっていることなどから、窃取する行為そのものの禁止に加え、未然防止のための規制強化が必要である。	なし	警察庁
18	自動車盗難に使用可能なツールの所持等の制限を目的とした法令の制定	自動車盗難に使用可能なツールについて調査を行い、その結果を踏まえて、業務その他正当な理由による場合を除き、このようなツールの所持や知情販売することを規制するなどして、新たな手口による自動車盗の増加を防止することを要望する。	①イモビライザを無効化する機器の所持等を目的とした全国レベルでの規制はない。 ②自動車盗は、窃取する際にそれを阻止しようとする所有者や捜査関係者を傷つけ、死に至らしめることもあることや、盗難車が二次犯罪に使われたり、反社会的勢力および不良外国人の資金源になっていることから、安心安全な国民生活を維持していくためには、他の財産犯と比して厳しく規制を行う必要がある。2016年も年間1.1万台の自動車盗が発生している。また、近年、自動車の盗難防止装置の機能を無効化あるいは発揮させないなどの高度な機能を有した様々なツールが出回っており、インターネット上で購入できるケースもある。実際にこのようなツールを使ったと推認される自動車盗もあり、今後このような手口による自動車盗難が増加する恐れもあるため、このようなツールについて所持や知情販売に対して規制するなど、新たな手口による自動車盗の増加の防止策の検討を行うべきである。なお、住宅侵入犯罪の対策として各地での条例制定がなされ、その後「特殊開錠用具の所持の禁止等に関する法律」(いわゆるピッキング防止法)により全国レベルでの規制に発展し、犯罪防止に成果を挙げた例もある。 ③類似した立法目的を有するピッキング防止法の施行後、住宅侵入犯罪の認知件数は激減したと同様に、自動車盗難の発生を防止することにより、国民の財産のみならず、生命・身体の安全を確保するとともに、盗難車を使用する二次犯罪の防止、さらには、反社会的勢力および不良外国人の資金源を断つことができる。	なし	警察庁